歯科 2019年度 個別指導指摘事項 ①

2019（令和元）年度の個別指導指摘事項は、長野県保険医協会が個別指導関係行政文書の開示請求で得た関東信越厚生局長野事務所分の各医療機関に対する指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。指導内容については医療機関の診療傾向や患者の状態等、結果通知のみからでは判断できない様々な要因があって指摘される場合が多い。指摘事項文章のみを取り上げて一律に医学的な是非を問うことはできない。その点に留意の上、参考資料としていただきたい。

（編注：末尾の△印は自主返還の対象となった指摘、＊印は2件以上を示す）

I. 保険診療等に関する事項

1. 診療録等

(1) 診療録

① 診療録は保険請求の根拠となるものであり、歯科医師は診療の都度、遅滞なく必要事項の記載を十分に行うこと（特に、所見について記載内容の充実を図ること）。＊

② 複数の保険医が従事する保険医療機関においては、診療の責任の所在を明確にするために、診療を担当した保険医は診療録を記載した後、署名又は記名押印すること。

③ 実際に行った診療を診療録に記載していない例が認められたので、適切に記載すること。（例：増歯）

④ パーソナルコンピュータ等電子機器により作成した診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので改めること。

ア 診療を行った保険医の署名及び記名押印がない。＊

イ 診療を行った場合に遅滞なく診療録を印刷していない。＊

⑤ 診療録第1面（保険医療機関及び保険医療養担当規則様式第一号（二）の1）の記載内容に次の不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

ア 転帰について記載がない。＊

イ 転帰について記載が誤っている。

ウ 診断に基づき、適切に病名を付与していない。＊

エ 傷病名は実態に合わせて付与すること。

オ 傷病名について記載がない。＊

カ 部位について記載がない。

キ 部位について記載が誤っている。＊

ク 部位、傷病名について記載が誤っている。

ケ 開始年月日、転帰について記載がない。

コ 終了年月日及び転帰について記載がない。＊

サ 開始年月日、終了年月日及び転帰について記載がない。＊

シ 終了年月日について記載がない。

ス 実際に検査を行った診療日に検査を行った記載がなく、誤って別の診療日に検査を行ったとして記載がある。

セ 傷病名を適切に整理していない以下の例が認められる。

ⅰ 長期にわたる急性疾患等の傷病名がある。

⑥ 診療録第2面（保険医療機関及び保険医療養担当規則様式第一号（二）の2）の記載内容に次の不備な例が認められたので、必要な事項を適切に記載すること。

ア 所見について記載が不十分である。＊

イ 症状、所見について記載が不十分である。＊

ウ 所見及び処置内容について記載が不十分である。

エ 症状、所見、画像診断所見について記載が不十分である。

オ 症状、所見、処置内容、指導内容及び検査結果について記載が不十分である。

カ 症状、所見、指導内容、検査結果、画像診断所見及び医学管理等の内容について記載がない。

⑦ 診療録の記載方法、記載内容に次の例が認められたので改めること。

ア 判読困難な記載＊

イ 行間を空けた記載

ウ 診療行為の手順と異なった記載＊

エ 療法・処置欄への複数行にわたる記載

オ 療法・処置欄への1行に対し複数行の記載がある。＊

カ 療法・処置欄の行間へ記載がある

キ ニ本線で抹消せず修正液による訂正

⑧ 診療録の整備及び保管状況について不備な例が認められたので改めること。

ア 診療録が散逸しないように適切に編綴していない。＊

⑨ 略称を使用するに当たっては、「歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について（平30.3.20保医発0320第6号）」を参照し適切に記載すること。

ア 現在使用されていない略称（即充、単治）を使用している。＊

イ 独自の略称（○強）を使用している。

2. 基本診療料等

(1) 初・再診料

① 歯周疾患等の慢性疾患である場合等であって、同一の疾病又は負傷に係る診療が継続している場合に、歯科初診料を誤って算定している例が認められたので改めること。△

② 診療が継続している場合に、歯科初診料を誤って算定している例が認められたので改めること。△

3. 医学管理等

(1) 歯科疾患管理料

① 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している例が認められたので改めること。

ア 歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点について診療録に記載していない。△＊

イ 継続管理を行っていないにもかかわらず算定している。△＊

ウ 有床義歯を原因とする疾患に係る治療のみの患者に対して算定している。△

エ 歯周病に罹患している患者の管理を行う場合に、歯周病検査の結果を踏まえた治療方針等を含んだ管理計画を作成していない。△

オ 1回目の管理計画（患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）、口腔の状態（歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等）、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報）を診療録に記載していない。△＊

カ 2回目以降の管理を行う際に、管理計画に変更があった場合において、変更の内容を診療録に記載していない。△＊

② 算定要件を満たしていない文書提供加算を算定している例が認められたので改めること。

ア 患者等に提供した管理計画書の写しを診療録に添付していない。△

③ 歯科疾患管理料を算定した月に、診療録に記載すべき管理に係る要点について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。＊

④ 診療録に記載すべき1回目の管理計画について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

ア 治療方針の概要等＊

イ 歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報

ウ 患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況（全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等）

⑤ 歯科疾患管理料を算定した月に、診療録に記載すべき管理に係る要点について、記載の不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。＊

⑥ 2回目以降の管理を行う際に、管理計画に変更があった場合において、診療録に記載すべき変更の内容の記載が不十分な例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

⑦ 管理に係る文書の提供を行っていない場合に、文書提供加算を誤って算定している例が認められたので改めること。△＊

⑧ 算定要件を満たしていないエナメル質初期う蝕管理加算を算定している例が認められたので改めること。

ア 歯科疾患管理料を算定していない日に算定している。△

⑨ 小児口腔機能管理加算について、15歳未満の口腔機能の発達不全を認める患者のうち、「「口腔機能発達不全症」に関する基本的考え方」（平成30年3月日本歯科医学会）に示されている評価項目において、咀嚼機能を含む3項目以上に該当するもの以外に対して、小児口腔機能管理加算を誤って算定している例が認められたので改めること。△

⑩「「口腔機能発達不全症」に関する基本的考え方」（平成30年3月日本歯科医学会）を参照し、歯科医学的に妥当適切な評価を行うこと。

⑪ 口腔機能管理加算について、65歳以上の口腔機能の低下を認める患者のうち、「「口腔機能低下症」に関する基本的考え方」（平成30年3月日本歯科医学会）に示されている「口腔機能低下症」の診断基準において、咀嚼機能低下（咀嚼能力検査を算定した患者に限る。）、咬合力低下（咬合圧検査を算定した患者に限る。）又は低舌圧（舌圧検査を算定した患者に限る。）のいずれかを含む3項目以上に該当する患者以外に、口腔機能管理加算を誤って算定している例が認められたので改めること。△

⑫「「口腔機能低下症」に関する基本的考え方」（平成30年3月日本歯科医学会）を参照し、歯科医学的に妥当適切な評価を行うこと。

⑬ 歯周病に罹患している患者の管理を行う場合は、歯周病検査の結果を踏まえた治療方針等を含んだ管理計画を適切に作成すること。

次号は「歯科衛生実地指導料」から